

知立駅周辺公園整備基本設計委託業務仕様書

1. 業務名 知立駅周辺公園整備基本設計委託業務

2. 業務の目的

知立駅周辺では「100 年に一度のまちづくり」として、知立駅付近連続立体交差事業や知立駅周辺土地区画整理事業などの各種事業を進めており、新たに駅前公園と堀切公園の整備が計画されている。知立駅周辺において新たな賑わいの創出や魅力向上が求められている中で、両公園の効果的かつ持続的な利活用の推進が必要となっている。

本業務は、知立駅周辺における駅前公園及び堀切公園を対象に、令和 6 年度に実施した公園のあり方検討及び事業手法の基礎的検討の結果に基づき、整備イメージ及び事業手法検討の深度化、具体化を図るものである。また、想定される事業スキーム等に応じて複数のモデルケースを検討するとともに、暫定的・段階的な整備及び利活用を考慮しながら、事業着手までのロードマップを作成する。

3. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

4. 業務内容

主な業務内容は以下に示すが、具体的な内容は受注者からの提案等を踏まえ、発注者と受注者との協議により決定する。

【実施する業務内容】

(1) 公園整備イメージの検討

令和 6 年度の検討結果に基づき、両公園のコンセプト、基本機能、機能配置（ゾーニング）案をより具体化する。

(2) 事業手法検討の深度化

ア 事業スキームの検討

令和 6 年度の検討結果を参考に、従来型手法及び官民連携事業手法を含め、本事業に適用可能性がある事業手法を比較検討する。

イ 周辺地域の現状整理など

公園における官民連携事業の成功事例・頓挫事例を参考に、事業を推進するにあたって考えられるリスクと対応策を整理する。

ウ モデルケースの作成

官民の負担区分や事業範囲に応じてモデルケースを作成し、概算事業費（整備費、運営費）を簡易的に算出する。モデルケースは、駅前公園、堀切公園それぞれ 3 案

程度作成する。

(3) 事業者ヒアリングの継続

令和6年度のヒアリング実施結果を参考に、公園における官民連携実績等のある事業者(6社程度)に対して、想定される公園の利活用方策や官民連携事業に関する要望・参加意欲についてヒアリング(原則1回)を行い、事業推進における課題等を整理する。

(4) ロードマップの更新

令和6年度の検討結果に基づき、令和8年度以降のロードマップの更新を行う。暫定的・段階的な整備及び利活用について考慮するものとする。

(5) 関連事業調整の支援等

知立駅周辺整備事業の各事業や、知立駅周辺エリアプラットフォームとの連携を図るための資料作成等の支援を行う。

(6) 報告書の作成

前述の各検討結果を踏まえ、報告書としてとりまとめを行う。

(7) 打合せ

庁内等への説明に必要な資料作成及び支援を行う。

(8) 報告書の作成

初回、中間、完了時の3回は必須とし、適宜打合せを実施する。なお、打合せ方法は対面又はWEB会議とし、市担当者と協議の上決定する。

5. 成果品

- (1) 報告書 2部(A4版カラー、左綴じチューブファイル)
- (2) 打合せ記録等 1部
- (3) 電子データ 一式(CD-R)

6. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令等を遵守して行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の内容に精通した技術者を配置し、発注者との連絡を密にとることとする。また、技術者は、本業務を計画、指揮するものとし、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を報告するとともに工程に変更が生じた場合には速やかに発注者へ報告するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、業務の着手及び完了にあたって次に掲げる書類を発注者に提

出するものとする。

①管理技術者、照査技術者届

②完了届及び納品書

③その他発注者が必要と認める書類

- (4) 本業務の実施にあたり業務上知り得た秘密、情報を無断で漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、本業務の実施中に自らの責任において生じた事故及び損害について、一切の責任を負うものとし、その状況について発注者へ速やかに報告しなければならない。
- (6) 本業務完了後、不良な箇所が発見された場合は、受注者の責任と負担において直ちに訂正補充等の処置を行うものとする。
- (7) 本業務における成果品についてはすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製や他に公表・貸与してはならない。
- (8) 受注者は、業務完了時において成果品の検査を受けるものとし、検査で修正を指示された場合は、速やかに対応するものとする。
- (9) 受注者は、業務の実施に必要な資料の借用を発注者へ申し入れることができるものとする。なお、発注者が貸与した資料は、受注者の責任において管理し、取扱いには十分注意するとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。
- (10) 業務において文献及び参考資料を引用した場合は、その文献及び参考資料の名称を明記するものとする。
- (11) 受注者は包括的な再委託を行ってはならない。また、個別の業務について再委託を行う場合には、事前に市と協議を行い、その指示に従うこと。
- (12) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者と受注者において速やかに協議を行い、受注者はその指示に従って誠実に業務を行うものとする。